

契約の内容に関する事項

(当初契約)

契 約 番 号	5051000301	工事種別	土木工事	入札契約方式	一般競争入札	
件 名	浅香山浄水場跡地埋設物撤去工事（第2期）					
契約の相手方	住所	大阪府堺市西区鳳中町4丁96-3				
	氏名	栄伸株式会社 代表取締役 吉田 和嗣				
契 約 日	令和 6年 3月 11日					
工 期	令和 6年 3月 11日から 令和 7年 12月 26日まで					
契 約 金 額	189,442,000 円 (うち取引に係る消費税額等 17,222,000 円)					
工 事 場 所	堺市堺区香ヶ丘町5丁1番21号					
工 事 概 要	土工事 一式 埋設管撤去工事 石綿管 $\phi 500$ 一式 錆鉄管 $\phi 75 \sim \phi 600$ 一式 塩化ビニル管 $\phi 100 \sim \phi 150$ 一式 ポリエチレン管 $\phi 50$ 一式 陶管 $\phi 350 \sim \phi 400$ 一式 ヒューム管 $\phi 150 \sim \phi 500$ 一式 地上構造物撤去工事 一式 埋設物撤去工事 一式 緩速ろ過池撤去工事 一式 舗装撤去工事 アスファルト舗装 $t = 5 \text{ cm } A = 820 \text{ m}^2$ コンクリート舗装 $t = 10 \text{ cm } A = 25 \text{ m}^2$ コンクリート舗装 $t = 30 \text{ cm } A = 68 \text{ m}^2$ 樹木撤去工事 一式 仮設排水管布設工事 高密度ポリエチレン管 $\phi 500 L = 132.5 \text{ m}$ その他附帯工事 一式					
工 事 担 当 課	水運用管理課					
備 考						

(変更契約第2回)

変更契約日	令和 7年 11月 18日
工 期	令和 6年 3月 11日から 令和 7年 12月 26日まで
契 約 金 額 (変更後)	205,373,300 円 (うち取引に係る消費税額等 18,670,300 円)
変 更 理 由	①掘削の結果、マンホール及び無筋構造物を撤去する必要が生じたことから、労務費及び処分費の増額となる。 ②掘削の結果、撤去する緩速ろ過池の材質が当初の想定と異なることから、処分費の増額となる。 ③掘削の結果、当初想定していた既設マンホールの削孔が困難であることが判明したことから、労務費の減額となる。 ④流用土を用いて掘削後の埋戻しを行った結果、当該流用土が粘土質であり施工現場における工事用運搬車両の走行に支障を来す状態となり、工事用仮設通路の路面を整備する必要が生じたことから、労務費及び材料費の増額となる。 以上、増額と減額の双方が生ずるが、増額の方が大きく、増額変更するものである。

契約の内容に関する事項

(当初契約)

契 約 番 号	5071000025	工事種別	水道施設工事	入札契約方式	一般競争入札	
件 名	日置荘西町7丁ほか配水管布設工事					
契約の相手方	住所	大阪府堺市中区深井清水町2226番地4				
	氏名	高野工業株式会社 代表取締役 本田 潤一郎				
契 約 日	令和 7年 5月 29日					
工 期	令和 7年 5月 29日から 令和 8年 3月 18日まで					
契 約 金 額	109,826,200 円 (うち取引に係る消費税額等 9,984,200 円)					
工 事 場 所	堺市東区日置荘西町7丁ほか2か所					
工 事 概 要	(東区日置荘西町7丁、草尾、大美野) 配水管布設工 φ50-150 配水用ポリエチレン管 L=705.45m 配水管布設工 φ40 ポリエチレン2層管 L=5m 配水管撤去工 φ40-150 L=710.21m 仮配管布設・撤去工 φ50 L=1,603m 給水管接合替工 φ20-50 126か所 その他附帯工 一式					
工 事 担 当 課	水道建設課					
備 考						

(変更契約第1回)

変更契約日	令和 7年 11月 25日
工 期	令和 7年 5月 29日から 令和 8年 3月 18日まで
契 約 金 額 (変 更 後)	113,880,800 円 (うち取引に係る消費税額等 10,352,800 円)
変 更 理 由	国からの要請に伴い、賃金等の高騰に対処するために、「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価」の運用に係る特例措置に基づき、契約金額の増額変更を行うもの

契約の内容に関する事項

(当初契約)

契 約 番 号	5071000085	工事種別	機械器具設置工事	入札契約方式	随意契約				
件 名	泉北水再生センター 2 系反応槽水中攪拌機修理工事								
契約の相手方	住 所	大阪府大阪市住之江区南港北 1 丁目 7 番 8 9 号							
	氏 名	カナデビア株式会社 取締役社長 桑原 道							
契 約 日	令和 7 年 6 月 10 日								
工 期	令和 7 年 6 月 10 日から 令和 8 年 2 月 27 日まで								
契 約 金 額	29,700,000 円 (うち取引に係る消費税額等 2,700,000 円)								
工 事 場 所	堺市中区八田西町 1 丁 2 番 1 号 水中攪拌機の分解整備 5 台								
工 事 概 要									
工 事 担 当 課	三宝水再生センター								
備 考	予定価格 34,505,900 円 (税抜き) 業務移管を受けた業者であり、既存の設備と密接不可分な工事であるため 地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号								

(変更契約第1回)

変更契約日	令和 7 年 11 月 26 日
工 期	令和 7 年 6 月 10 日から 令和 8 年 2 月 27 日まで
契 約 金 額 (変 更 後)	30,847,300 円 (うち取引に係る消費税額等 2,804,300 円)
変 更 理 由	No. 4-2 水中攪拌機及び No. 4-4 水中攪拌機を工場において分解整備する中で、当初の想定では修理の対象としていなかった低速軸 (※) について、摩耗が大きく修理が必要なことが判明した。このことから、低速軸に係る修理に係る増額変更を行うものである。 ※なお、低速軸の状況については工場において分解しなければ確認できないものであり、また、音、振動等により事前の施工要否判定を行うことも不可能であるため、事前に修理の必要性について想定できていなかったものである。

契約の内容に関する事項

(当初契約)

契 約 番 号	5071000099	工事種別	舗装工事	入札契約方式	一般競争入札	
件 名	戎島町1丁ほか舗装道路本復旧工事					
契約の相手方	住所	大阪府堺市南区大庭寺85				
	氏名	エスティ道路株式会社 代表取締役 佐藤 哲二				
契 約 日	令和 7年 7月 7日					
工 期	令和 7年 7月 7日から 令和 7年 11月 28日まで					
契 約 金 額	61,926,700 円 (うち取引に係る消費税額等 5,629,700 円)					
工 事 場 所	堺市堺区戎島町1丁ほか2か所 (堺区戎島町1丁ほか、山本町2丁、少林寺町西3丁) アスファルト舗装工 t = 9 cm A = 1, 413 m ² アスファルト舗装工 t = 8 cm A = 3, 412 m ² アスファルト舗装工 t = 5 cm A = 4, 024 m ² 透水性アスファルト舗装工 t = 5 cm A = 18 m ² インターロッキングブロック工 t = 8 cm A = 4 m ² その他附帯工 一式					
工 事 概 要						
工 事 担 当 課	水道建設課					
備 考						

(変更契約第1回)

変更契約日	令和 7年 11月 26日
工 期	令和 7年 7月 7日から 令和 7年 11月 28日まで
契 約 金 額 (変更後)	61,340,400 円 (うち取引に係る消費税額等 5,576,400 円)
変 更 理 由	①本件工事の施工に当たっての道路管理者との立会等により、当初設計において想定していた施工範囲との相違が判明したところ、道路管理者から、本件工事に先行して施工済みの配水管布設工事の施工範囲に合わせて復旧する旨の指示があり、舗装面積の減少及び舗装種別の変更が生じ、舗装工事費の減額となる。 ②道路管理者からの指示により視覚障害者誘導用ブロックの施工方法を変更する必要が生じ、附帯工事費の増額となる。 以上、増額と減額の双方が生ずるが、減額の方が大きく、減額変更するものである。

契約の内容に関する事項

(当初契約)

契 約 番 号	5071000105	工事種別	舗装工事	入札契約方式	一般競争入札	
件 名	浜寺船尾町東2丁ほか舗装道路本復旧工事					
契約の相手方	住所	大阪府堺市中区陶器北849番地4				
	氏名	福島土木建設株式会社 代表取締役 福島 広実				
契 約 日	令和 7年 7月 4日					
工 期	令和 7年 7月 4日から 令和 7年 11月 28日まで					
契 約 金 額	51,238,000 円 (うち取引に係る消費税額等 4,658,000 円)					
工 事 場 所	堺市西区浜寺船尾町東2丁ほか					
工 事 概 要	アスファルト舗装工 t = 15cm A = 46m ² アスファルト舗装工 t = 10cm A = 678m ² アスファルト舗装工 t = 9cm A = 1, 349m ² アスファルト舗装工 t = 8cm A = 941m ² アスファルト舗装工 t = 5cm A = 3, 201m ² アスファルト舗装工(乗入部) t = 10cm A = 53m ² アスファルト舗装工(歩道部) t = 5cm A = 10m ² アスファルト舗装工(歩道部) t = 4cm A = 141m ² その他附帯工 一式					
工 事 担 当 課	水道建設課					
備 考						

(変更契約第1回)

変更契約日	令和 7年 11月 27日
工 期	令和 7年 7月 4日から 令和 7年 11月 28日まで
契 約 金 額 (変更後)	51,328,200 円 (うち取引に係る消費税額等 4,666,200 円)
変 更 理 由	①本件工事の施工に当たっての道路管理者及び土地所有者との立会等において、当初設計において想定していた施工範囲との相違が判明したところ、本件工事に先行して施工済みの配水管布設工事の施工範囲に合わせて復旧する旨の道路管理者からの指示等があり、これらに対応することにより舗装面積の増加が生じ、舗装工事費の増額となる。 ②一部の施工範囲において、道路管理者からの指示により舗装種別を変更する必要が生じ、これに対応することにより舗装工事費の減額となる。 以上、増額と減額の双方が生ずるが、増額の方が大きく、増額変更するものである。